

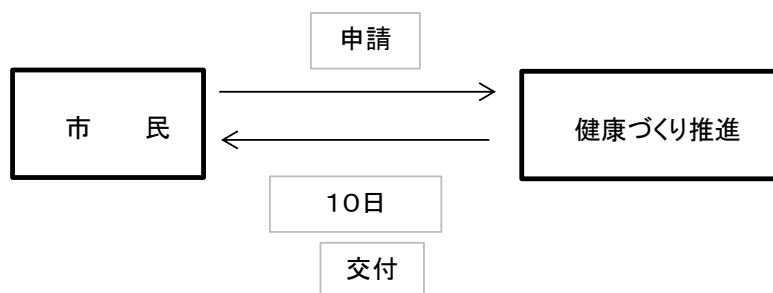
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 140

処 分 名	自立支援医療(育成医療)受給者証の再交付	
処 分 の 概 要	自立支援医療(育成医療)受給者証を再交付する。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)	
条 項	第33条第1項	
所 管 課	健康づくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標 準 処 理 期 間	計	10日
判 断 基 準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第33条第1項に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】                  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)                  第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。